


# 全国港湾Fax通信

No. ....

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番)全国港湾18FAX第94号
(宛先) 各 四役・中央執行委員・地区港湾議長(委員長) 殿	2019年 5月 15日 時 分 (発信者) 全国港湾書記局 

(件名)

## 5/14 19春闘中央港湾団交/小団交の経過について

(本文)

19年5月14日(火)13:00から、港運会館において、19春闘第8回中央港湾団交「議事録確認」にもとづき、小団交を開催した(15:45終了)。

標記の協議経過について、下記の通り報告する。

### 記

1. 協議にあたって、労使双方の小団交の委員構成について確認した。  
組合側：(全国港湾)玉田、松永、竹内、光部、岡部、(港運同盟)横山  
日港協側：森川、清瀬、田中、(2名程度の増員予定)
2. 小団交の進め方と19春闘全体の取り組みについて
  - (1) 組合側より、小団交に臨む立場について次の通り提起し、その内容に沿って協議を進めた。
    - ① 第8回団交で確認した通り、交渉が長期化し、とりわけ「統一回答・独禁法問題」と「事前協議違反の問題」については、解決に時間が必要と判断して小団交で協議を続けることとした。また、この協議が継続している間は、通告済のストライキを延期することとした。
    - ② 同時に、19春闘の諸要求について、現時点で確認できるものは整理して確認し、進められるものは進めていくために議事録確認として残した。
    - ③ 以上の措置をとったが、議事録確認のままで19春闘を放置することは労使にとっても良くないと指摘し、一定の時期、例えば日港協の総会が行われる時期を一つの目途としながら精力的に小団交を行い、春闘要求の課題も詰められるところは詰めて、春闘合意として協定化できるよう進めることはどうか。
  - (2) 組合側の提起について、日港協として組合側の提起の意図は受け止めるが、簡単に進めることができるか判断が難しいので、持ち帰り検討するとした。組合側は、可能な限り組合側の提起の線で進めることを強く要請し、これを了承した。
3. 議事録確認2項 「事前協議違反の問題」について
  - (1) 本件は、沖縄における「事前協議の申請がないまま強行荷役する」という事実を端を発したものである。全国港湾は、2月4日に日港協に対し、「事態を繰り返さない」よ

う関係者に要請すること、並びに「事前協議制度の徹底」を図ること、及び、埠頭内への労働組合の立ち入りまで制限したことへの対策も講じることを申し入れていた。この問題について、小団交でどのようにケジメをつけるかが問われていたが、日港協は「事前協議制度の厳格な運用を図る」と表明するも、具体的にユーザーに働きかけるという点では、取引制限を理由にできないとするなど、対策に不十分さがあった。

- (2) また、組合側は近々にも同様の事態(同様の配船・就航)が起こりうることを懸念し、小団交で一定の目途をつけることの緊急性を強調した。この認識のもとに、組合側は小団交では事実の発端のところから、協定の一方の当事者として主体的に日港協が関与することが問われていることを強調し、今後、このような事態を起こさないための日港協の対応を強く求めた。
- (3) 日港協は、非指定港であったこと、防衛機密に係る恐れがあるのではないかと懸念もあけて「厳正運用の困難さ」を繰り返し言及したが、組合側は、防衛省云々が問題ではなく、「申請がない」という事態に日港協として主体的に動けたか、或いは、動くのが問題と追求した。
- (4) 協議の中で、日港協は「元請や地区港運協会、或いは労働組合からの通知など様々なチャンネルを通じて、雇用と就労に影響があるかどうかの検証は可能」と言及した。組合側は、それが可能なら、今回のように「既存の事業者ではなく非許可事業者を起用して、非指定港に入港させた」のだから、既存の事業者を通じて雇用と職域への影響を確認できたはずと追求した。また、その方法を応用すれば、今回のような事態を招かない対策は可能だし、その案件を中央でも・地区でも労使協議することができるかと追求した。
- (5) このような議論経過から、日港協は、今般のようなことを繰り返さない措置として、今後は「既存の元請事業者、地区労使、中央労使で港湾労働者の雇用と職域の問題が生じるかどうかを確認し、対処する」ことを、持ち帰り検討するとした。組合側も、事前協議違反を繰り返さないために、このような対応で了解できるかどうか持ち帰り内部討議することとした。
- (6) なお、組合側は、近々にも同様の配船・就航が予想されることから、この内容を早急に機関会議(5月23日の常任中執)で検討し、日港協に結果を伝えることとした。

#### 4. 議事録確認2項 「統一回答・独禁法問題」について

- (1) 組合側より、本議事録確認の際に、日港協は課題の解決のために小団交で知恵を出し合いたいとしていたが、現段階で日港協としての解決策の案を待っているのかを質した。日港協は、「17春闘で行ったように、個別労使で産別最賃を協議・確認したものを日港協として確認する」ということはできないかと考えているとし、それでも17春闘協定のように「遵守する」とは明記できないばかりか、「数字の明記はもちろんできない」とした。

(2) 組合側は、そうであれば、「団交において、統一回答ができない」と繰り返しているのと同じとして次の点を質した。

① 組合側：日港協として団交で統一回答できないとし、それ以外の方法を検討してきたと言及してきたが、その内容、検証経過などを資料として開示できるのか。

日港協：開示はできない。法律的に決着をつける以外ないと考え、公取委に質すこと、裁判を検討すること、組合側が不当労働行為として訴えたものに対応することなどを検討したが、いずれもできないと判断した。仮に組合側が「仲裁」を労働委員会に提起しても、その結論は裁判所の「判決」と同等のものともみなせないとも考える。

② 組合側：産別最低賃金を議題として、産別交渉はできないということか

日港協：統一交渉をするために事前に業者が話し合わなければならないので、それが談合とみなされる恐れがあり、統一交渉はできない。統一的な協議、統一回答もできない。

③ 組合側：議事録確認に至ったなかで、知恵を出して協議するといっているが、それが出るまでは回答できないということか。現段階で、その為の知恵、アイデアはあるのか。

日港協：統一回答という方法以外で知恵を出し合いたいと考えているが、今はその知恵がない。

港湾運送料金の中で労務費(人件費)の比率が高いという実情から、その人件費に直結する産別最低賃金の交渉・回答・協定をすることはできない。

(3) 以上の協議の結果、組合側は、結果的に「統一回答できない」ということの繰り返しであり、従来の姿勢と変化がないことを指摘し、これでは、小団交での協議の見通しがないのと同じと強調した。

## 5. 議事録確認 1 項 19 春闘要求に係る課題について

(1) 組合側は、次の通り指摘した。

① 議事録確認では、2 項の二つの課題(統一回答問題と事前協議問題)について小団交で協議するとしているが、このままでは議事確認が出来た課題も「労使合意」として不十分さが生れることになるので、冒頭に提起した通り、19 春闘全体の労使の到達点を労使確認し次のステップに移行するということで整理したいと提起したい。

② その意味で、団交でこれまでと違って踏み込んで日港協が回答したことも含めて、詰めていき、19 春闘協定として取りまとめてはどうか。

(2) 日港協は、組合側の意思は理解するが、一定段階(組合側のいう 6 月段階)までの措置することは時間的に難しいとした。同時に、議事確認している内容を更に修正することは難しいとして、組合側の要望する修正点は何かと問うた。

(3) 組合側は、19 春闘要求に係る労働条件改善に関して次の通り指摘し、日港協として検討するよう求めた。

- ① 定年問題は前倒しするなど、2025年を待つことのない措置をしなければ間に合わないことになるので、段階実施も視野に検討すべきだ。
- ② 年金制度改定については、早急に着手して2020年4月1日実施を具体化すべきだ。
- ③ 労災補償については、産別制度として確立することが基本で、場合によっては、労使関係のある企業では、死亡時～4級位までは、ほぼ同水準となっており、部分的な確認ができるならそのように措置して、他の級は継続協議とすることが可能ではないか。そうすることで、急な保険料の増加も回避できる。
- ④ その他、議事録にはないが、認可料金問題では「具体的に動く」と回答しており、人材確保の課題では「動画作成でアピールしていく」と回答している。これらは、これまで以上に踏み込んだ回答であるので、協定として整理することは可能ではないか。

(4) 日港協は、組合側の提起に対して困難さを強調した。

しかし、年金改定は急ぐことであるので、議事録段階で安定協会が実務作業に入れるとするなら、直ちに動きたいとした。年金改定について、早急なWG設置、安定協会に対する改定へのアドバイスをもらうことと、規約改定などの作業に入るよう要請することについて、組合側の同意を求めた。

(5) 組合側は、年金改定については、早急な対応が必要との考えは一致するとして、安定協会との実務的な作業に入ることを了承した。

労働諸条件の課題については、組合側の提起を持ち帰り検討するよう要請し、日港協は、これを了承した。

6. 以上の経過で、19春闘全体を一定の時期に取りまとめていくこと、並びに、春闘要求課題について議事録確認レベルに留まらない修正を加えて確認していくことについて日港協は持ち帰り検討するとした。

そのうえで、次回小団交を5月31日(金)13:00から行うことを確認して協議を終えた。

7. 以上の経過であるが、全国港湾としては、協議経過と今後の対応について、5月23日に予定している常任中執、その後28日の中執において検討する。

以上